

女性活躍推進企業PR動画制作業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本市では、市内企業等における女性の活躍推進及び男女共同参画の普及を図ることを目的に、仕事と家庭の両立に配慮し、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む市内企業等を認証・公表している。

今般、令和6年度の認証企業に対し、自社PR等に活用していただくと同時に、本市独自の就労支援コンテンツとして求職者や学生に対し市内の企業・求人情報等を発信している「フラ・ジョブ IWAKI」及び、市公式HPのYouTubeコーナーである「i-Tube」に当該動画を掲載することで、いわきに住む若者やUIJターン希望者などの求職者の企業（業界）研究の一助とするため、企業PR動画を作成する。

ついては、専門性や経験、提案内容の独自性を有する事業者を委託先として選定するため、一般公募により広く企画提案を募るものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 女性活躍推進企業PR動画制作 業務委託
- (2) 業務内容 シナリオ作成、撮影及び編集作業等
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年10月31日まで
- (4) 留意事項 その他委託業務の詳細については、業務仕様書を参照のこと。

3 提案上限額

1,155,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超えた提案は、受理しない。

4 公募型プロポーザルへの参加資格

公募型プロポーザルへの参加資格を有する者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 動画シナリオ作成、撮影および編集等を実施可能な法人であって、プロポーザル方式の実施日前3年間に於いて、地方公共団体等が実施する、または、同等の動画制作事業等の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、いわき市からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、市と緊密に連携し本業務を行うことができる者であること。
- (6) 企画提案書等提出期限時点において、法人税、消費税及び地方消費税並びに事業所を有する市町村に納めるべき市町村税の滞納がない者であること。

- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者であること。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としない者であること。
- (9) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (10) 労働関係法令等を遵守し業務を完了できる者であること。

5 公募型プロポーザルの方法

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

提出書類	様式 1：参加表明書
	様式 2：暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
	添付 1：参加希望者の概要がわかる資料（既存のパンフレット等）
	添付 2：参加希望者の過去 3 年以内の国・地方公共団体等との契約実績がわかる資料
	添付 3：法人の登記事項証明書の写し （発行日から 3 ヶ月以内の履歴事項証明書に限る。）
	添付 4：直近決算期の営業概要書・貸借対照表・損益決算書の写し
	添付 5：参加申込前 6 ヶ月以内に発行した国税の納税証明書 税務署様式「その 3 の 3」
	添付 6：参加申込前 6 ヶ月以内に発行した市町村税の納税証明書
	添付 7：定款の写し

※いわき市入札参加有資格者名簿に登録のあるものは、様式 2 及び添付 3～7 の省略が可。

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法

いわき市産業振興部産業ひとづくり課への持参又は郵送によるものとする。

なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は、提出期限必着とする。

(2) プロポーザルに関する質問及び回答

ア 提出書類

本プロポーザル参加希望者に対する説明会は開催しない。本プロポーザルに関する質問は、様式 3「プロポーザル質問書」により受け付ける。

イ 提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法

いわき市産業振興部産業ひとづくり課への F A X 又は電子メールによるものとする。併せて、「7 問い合わせ及び提出先」の番号へ電話による受理確認を行うこと。

エ 回答方法

回答は、質問者に係る情報を伏せたうえで、令和7年5月26日（月）までに市公式ホームページに掲載する。

オ その他

- ① 受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。
- ② 質問内容が、受託候補者の選定に公平性を保つことができないものである場合などは、回答しないことがある。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

次の書類を一連として2部（原本1部、1部は写し）提出すること。

なお、提出書類はA4（縦置、横書き）、片面印刷、ページ左側に2穴パンチ、次の様式及び添付資料毎にインデックスをページ右側に貼り、ページ番号を付して、一部ずつ綴り紐（ステープルは不可）とする。ただし、図表等の表現上、記載の方法を一部変更することは、可能とする。

提出書類	様式4：企画提案書
	添付1：企画提案に係る見積書及び見積明細書 (項目毎の単価・金額がわかるもの。税込・税抜の金額を必ず明示すること。)
	添付2：類似又は関連事業の実績等がわかる資料（複数可）

※様式4「企画提案書」は、別紙1「企画提案書の記載事項及び審査基準」を踏まえ、作成すること。

※様式4「企画提案書」は、任意様式での提出も可とする。任意様式の場合、市指定様式の項目に合わせること。

※様式4「企画提案書」は、審査の公平を期すため、様式指定位置を除き、会社名・ロゴマークなど、企画提案者を特定できる表示をしてはならない。

イ 提出期限

令和7年6月23日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

いわき市産業振興部産業ひとづくり課への持参又は郵送によるものとする。

なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提出期限必着とする。

また、郵送する場合は、必ず配達完了が確認できる書留郵便等により提出し、郵送後に併せて書類を提出した旨の電話連絡をすること。

(4) プレゼンテーションの実施及び審査・選定方法

書類審査及びプロポーザル審査会（質疑応答を含め1者30分以内）による公募型プロポーザル方式とし、審査基準（別紙1）により提出のあった企画提案の内容を審査し、最優秀提案1件を選定する。

なお、プロポーザル審査会は非公開とする。

ア プレゼンテーションの実施日

- ・ 令和7年6月27日（金）（予定）

※時間、場所等の詳細については、参加資格審査の結果通知と合わせて通知予定

イ 内容

- ・ 企画提案書に基づき、審査会委員に対して、応募者である法人の社員が企画提案の内容を説明する。
- ・ 説明時間は20分以内とし、その後10分程度の質疑応答の時間を設ける。
- ・ 出席者は1応募者あたり2名までとする。
- ・ 説明にパソコン、プロジェクター等を使用する場合、機材はすべて応募者が準備し、開始時間に遅滞のないようにすること。
- ・ 説明終了後、市は応募者である法人に補足的に提案内容の詳細を聴取することができ

(7) その他

ア 本プロポーザルに係る企画提案は1社1案とする。

イ 提出された企画提案書その他添付書類の差替えは、市が必要とした場合以外、原則として認めない。また、提出された企画提案書その他添付書類は、いかなる理由によっても返還しない。

なお、提出を受けた企画提案書等は、選定以外の目的には使用しない。

ウ 情報公開制度など、必要に応じ、企画提案の概要を公表する場合がある。

エ プロポーザル審査会に欠席した場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

オ 「4 公募型プロポーザルへの参加資格」を有しないことが判明した場合は、当該プロポーザル参加者を委託候補者の選定から除外し、委託契約は締結せず、又はその契約を解除する。

カ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合は、当該プロポーザル参加者を委託候補者の選定から除外し、委託契約は締結せず、又はその契約を解除する。

キ 審査結果に影響を及ぼす又はそのおそれのある不正な行為があった場合は、当該プロポーザル参加者を委託候補者の選定から除外し、委託契約は締結せず、又はその契約を解除する。

ク 企画提案に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

ケ 選考結果については、全参加者に書面で通知する。

コ 最優秀提案者を委託候補者とするが、委託候補者と契約合意に至らない場合は、次点の企画提案者と委託契約の締結について協議するものとする。

サ 業務内容の詳細は、受託事業者の企画書の内容を基本とするが、協議の上その一部を変更することがある。

シ 企画提案書等の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意）を提出すること。

6 プロポーザルのスケジュール

- (1) 募集開始：令和7年5月12日（月）
- (2) プロポーザルに関する質問受付期限：令和7年5月23日（金）午後5時まで
- (3) 参加表明書等の提出期限：令和7年5月30日（金）午後5時まで

- (4) 企画提案書等の提出期限：令和7年6月23日（月）午後5時まで
- (5) プロポーザル審査会（個別ヒアリング）：
令和7年6月27日（金）を予定
※ 提案数が多い場合は日程が変更となる場合があります。
※ 状況に応じて、オンライン等の対応が生じる恐れがあります。
- (6) 選定結果通知：令和7年6月30日（月）以降予定

7 問い合わせ及び提出先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 産業振興部 産業ひとつくり課

（いわき市役所本庁舎7階）

電話 0246（22）7478 F A X 0246（21）0892

電子メール sangyohitodukuri@city.iwaki.lg.jp